（第六面）

［住宅部分に関する事項］

【1．建築物の住戸の数】　戸

【2．住宅部分の床面積】　（　床面積　）　（開放部分を除いた部分の床面積）

【イ．新築】		（　　㎡）	（　　㎡）
【ロ．増築】	全体	（　　㎡）	（　　㎡）
	増築部分	（　　㎡）	（　　㎡）
【ハ．改築】	全体	（　　㎡）	（　　㎡）
	改築部分	（　　㎡）	（　　㎡）

【3．基準省令附則第２条の適用の有無】　□有　□無

認定を受けた所管行政庁の名称（　　）

【4．基準省令附則第４条の適用の有無】　□有　□無

竣工年月日　　年　　月　　日　竣工

【5．住宅部分のエネルギー消費性能】

□基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

ＢＥＩ（　　）

□一次エネルギー消費量に関する仕様基準

共用部分の基準一次エネルギー消費量（　　ＧＪ／年）

共用部分の設計一次エネルギー消費量（　　ＧＪ／年）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

【6．備考】

（第七面）

［住戸に関する事項］

【1．住戸の番号】

【2．住戸の存する階】　階

【3．専用部分の床面積】　㎡

【4．住戸のエネルギー消費性能】

1．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

□外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□基準対象外